

◎東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律

(平成二十三年五月二日法律第四二号)

一、提案理由(平成二十三年四月三〇日・衆議院財務金融委員会)

○野田国務大臣　ただいま議題となりました東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

今般、東日本大震災に対応し必要な財政措置を講ずるため、平成二十三年度補正予算を提出し御審議をお願いしておりますが、本法律案は、これに必要な財源を確保するため、財政投融资特別会計、外国為替資金特別会計、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する特別措置を定めるものであります。

東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律

以下、その大要を申し上げます。

第一に、平成二十三年度において、特別会計に関する法律第五十八条第三項の規定にかかわらず、財政投融资特別会計財政資金勘定から、一兆五百八十八億円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができることとしております。

第二に、平成二十三年度において、特別会計に関する法律第八条第二項の規定による外国為替資金特別会計からの一般会計の歳入への繰り入れをするほか、同特別会計から、約二千三百九億円を限り、一般会計の歳入に繰り入れることができることとしております。

第三に、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、平成二十三事業年度について、特例業務勘定における積立金のうち、一兆二千億円を平成二十四年三月三十一日までに国庫に納付しなければならないこととしております。

第四に、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、平成二十三事業年度について、高速道路勘定から、二千五百億円を平成二十四年三月三十一日までに国庫に納付しなければならないこととしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその内容であります。何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

二、衆議院財務金融委員長報告(平成二十三年四月三〇日)

○石田勝之君　ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、平成二十三年度において、東日本大震災に対処するために必要な財源を確保するため、財政投融资特別会計からの一般会計への繰り入れの特例措置及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰り入れの特別措置並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の国庫納付金の納付の特例措置を定めるものであります。

本案は、昨四月二十九日当委員会に付託され、本日、野田財務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院財政金融委員長報告(平成二十三年五月二日)

○藤田幸久君　ただいま議題となりました法律案につきまして

て、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成二十三年度において東日本大震災に対処するために必要な財源を確保するため、財政投融资特別会計からの一般会計への繰り入れの特例措置及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰り入れの特別措置並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の国庫納付金の納付の特例措置を定めようとするものであります。

委員会におきましては、厚生労働委員会及び国土交通委員会と連合審査を行うとともに、東日本大震災に対処するための財源を確保する方策の妥当性、第二次補正予算を早期に提出する必要性、今回の年金財源の転用と今後の年金財政の見通し等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して愛知治郎理事、公明党を代表して荒木清寛理事、みんなの党を代表して中西健治委員、日本共産党を代表して大門実紀史委員よりそれぞれ賛成する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し附帯決議が付されております。
以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成二十三年五月二日）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 東日本大震災の被災地域が一刻も早く復興するよう、道路、鉄道等の交通ネットワークの速やかな復旧・復興など、対応に万全を期すこと。

一 平成二十三年度第一次補正予算における財源措置として活用した年金臨時財源については、平成二十三年度第二次補正予算の編成に際して見直しも含めた検討を行うこと。

一 子ども手当、高速道路無料化及び農家戸別所得補償等の歳出策の在り方については、平成二十三年度第二次補正予算の編成に向けて、早急に見直しの検討を進めること。

一 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構からの国庫納付については、臨時異例の措置とするとともに、ＪＲ三島貨物会社への支援や北陸新幹線の債務償還等を確実に実施すること。

右決議する。